新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順について

令和2年12月1日

総　務　課

社員もしくはその関係者から、社員の感染を知らせる一報が入った場合、所属長は関係部門へ速やかに情報を伝達してください。その後、下記のような対応を進めることとなりますので、ご承知おきいただき、万一感染者が発生した場合には、迅速に対応がとれるようご協力をお願いいたします。

**１．各部門での対応**

**１）初期対応　感染リスクがある社員を出社させない**

まず、濃厚接触した可能性が高いと所属長が判断した社員については出社させず（出社している場合は速やかに帰宅させ）、自宅待機としてください。

※自宅待機中にPCR検査等を実施した社員は、結果が明らかになるまで出社させないようにしてください。

（年次有給休暇の請求・付与が可能）

※結果が陰性であっても、本人と相談の上、一定期間の自宅待機や在宅勤務などの措置ができることとします。

（自宅待機は一時帰休扱い）

**２）自部門での発表**

以下の事項を伝えてください。

① 感染者が発生したこと

※感染者が発生した部門では、対応の必要上、個人を特定して開示することはやむを得ないと判断します。それ以外の部門では、発生部門名にとどめ、個人を特定して伝えることは避けてください。

② 発症の状況（発熱日など濃厚接触者の確認に役立つ情報に限る）

③ 濃厚接触者を特定し、自宅待機させること

④ 業務上の対応（業務・生産体制の維持方法など）

⑤ 体調管理に努め、不調を感じたら速やかに申し出ること

**３）濃厚接触者の把握**

所属長は濃厚接触した可能性のある社員の把握に努めてください。

他部門の感染者との濃厚接触の可能性がある旨の申し出があった社員に対し、濃厚接触の可否判断のため個人名を開示する場合は、当該社員と個別に行ってください。

可能性が疑われる者は、総務課へ通知の上、自宅待機としてください。総務課から保健所へ通知し、指示を仰ぎます。

※その際、健康状態に関する“記録表”の提出をお願いする場合があります。

様式は問いませんので、普段から記録するよう指導願います。

**４）消毒**

管理職を主体に、感染者及び濃厚接触した可能性のある社員の行動範囲周辺をアルコール消毒液もしくは次亜塩素酸ナトリウムで拭き、消毒を行います。

**５）密接な関係先への通知**

往来する頻度の高い得意先・外注・取引先などへは、個人情報を除く上記２）①②④の状況を連絡してください。

**２．集団感染が発生した場合の対応**

社内で集団感染（クラスター）が発生した場合は、保健所の指導に従って対応を進めます。

１．の手順を基本としつつ、感染の拡がりに応じて必要な措置を加えてまいりますので、ご承知おきください。

**３．外部公表**

感染の外部公表は、感染者の所属部門や担当業務、社外へ与える影響等を考慮し、その必要性を判断した上で決定します。

感染を公表する目的は、次の通りです。

|  |
| --- |
| 正しい情報を開示することで、１）社員と会社に対する流言飛語や、情報隠しなどといった誹謗中傷を避けるため２）社員家族の不安を緩和するため３）社屋へ出入りする（した）外部者への注意喚起のため |

公表を行う場合、速やかに会社HPへの掲載などを行います。

なお、社員の個人情報（性別・年代等）については一切公表しないこととします。

　　HPへの掲載例については、別添「HP掲載例」を参照してください。

**４．外部からの問い合わせ、クレーム等に対する対応**

感染者が出たことは仕方ないことであり、それ自体を謝る必要はありません。

「世間をお騒がせして申し訳ありません。」

「対応には万全を期していたつもりですが、感染者が発生したことは大変残念です。」

「関係者の皆さまと社員の安全を確保し、感染拡大防止に努めてまいります。」

というように、毅然と対応していただくようお願いします。

**１）取引先等からの問い合わせ**

個人情報以外の情報は正しく開示し、当社への不安払拭と、取引先担当者への感染防止に最大限の配慮をしてください。

**２）一般の方からの問い合わせ・クレーム**

HPなどに公表した内容以外の情報については、お答えできませんとしていただいて結構です。理不尽な内容であっても、相手のペースに乗らず、淡々と返答するように心がけてください。

**５．感染者の人権（個人情報）保護について**

新型コロナウイルスはいつ誰が感染してもおかしくありません。言い換えれば、どれだけ感染予防を心がけても、感染を完全に防ぐことはできません。

　　感染者を個人攻撃するような言動は、厳に慎んでいただくようお願いします。（そうした事実が発覚した場合、就業規則に則って厳正に対処します。）

また、感染者の個人情報がSNS等に流出すると、過度な人権侵害を受ける可能性があります。社内の情報を第三者に流出させることのないよう、くれぐれも留意してください。

以　　上

 HP掲載例

令和○年○月○日

各　　位

株式会社○○○○

**新型コロナウイルス感染者の発生について**

　○月○日、長野市の本社に勤務する従業員○名が、新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

　当該従業員が立ち入ったスペースのほか、玄関ホールなどの消毒はすでに実施・完了しております。また、保健所と連携して、当該従業員の勤務状況・行動履歴等を確認し、接触が疑われる他の従業員については、必要な措置を進めております。

　当社は、社内に産業保健スタッフを配置し、業務中の感染対策を講じてまいりましたが、今後も引き続きお客さまと社員の安全確保に取り組み、感染拡大の防止に努めるとともに、事業活動の停滞によってお客さまへご迷惑が生じないよう、全力を尽くしてまいります。

　関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

　なお、患者とその家族の人権尊重、個人情報保護につきましては、何分のご配慮をお願い申し上げます。

以　　上

お問合せ先

株式会社○○○○

総務課

TEL：○○○-○○○-○○○○